

肝炎総合対策について



がん・疾病対策課 肝炎対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目 次

1. 概要.....	p.2
2. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業.....	p.6
3. 肝疾患診療体制の整備.....	p.13
4. 重症化予防の推進.....	p.20
5. 肝炎医療コーディネーターについて.....	p.24
6. 研究開発.....	p.26
7. 教育・啓発・人権の尊重.....	p.31

1. 概要

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見
資料提出等、
要請
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・基本的な方向
- ・肝炎予防
- ・肝炎検査
- ・肝炎医療体制
- ・人材育成
- ・調査研究
- ・医薬品研究
- ・啓発人権
- ・その他重要事項

令和 6 年度 肝炎対策予算案の概要

令和 6 年度予算案 168億円 (令和 5 年度予算額 170億円)

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、診療体制、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

84億円 (86億円)

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

- ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

②改○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

- ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円 (39億円)

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

5億円 (5億円)

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

- ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

- ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図るとともに、均てん化に資するよう連携体制の構築を行う。
- ・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円 (2億円)

○肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進

- ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する正しい知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

38億円 (38億円)

- ・ B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

(参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,179億円 (1,178億円)

肝炎総合対策



ステップⅡ
「受診」

肝炎対策の推進



ステップⅢ
「受療」



ステップⅠ
「受検」

流れ

政策対応

事業内容

肝炎ウイルス検査未受診者

肝炎ウイルス検査の受検 **受検**

肝炎ウイルス陽性者

医療機関において
初回精密検査の受診 **受診**

経過観察者
抗ウイルス療法非適応者

抗ウイルス療法
適応者

医療機関において
定期検査の受診

- ・治療適応の早期判断
- ・肝がんの早期発見
- ・生活指導による病態改善

受療

抗ウイルス
療法
による治療

肝炎の重症化予防(肝がんリスク低減)

検査による早期発見

- 検査体制の整備
- 検査の実施,費用助成
- 個別勧奨の実施

陽性者の受診促進

- 受診勧奨
- 費用助成
(初回精密
・定期検査)

早期の治療介入

- 肝炎医療費助成
住民税課税年額 235,000円以上
2万円/月
住民税課税年額 235,000円未満
1万円/月

肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

- ・初回精密検査費用、定期検査費用の助成
- ・陽性者のフォローアップの実施

肝疾患治療の促進

- ・ウイルス性肝炎に係る医療の推進
- ・肝がん重度肝硬変治療研究促進事業

肝疾患診療連携体制の強化

- ・地域における肝疾患診療連携体制の強化
- ・肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

国民に対する正しい知識の普及

- ・肝炎総合対策推進国民運動

研究の推進

- ・肝炎に関する基礎・臨床・疫学研究の推進

2. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

ひと、くらし、みらいのために

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し（令和6年度～）概要（案）

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを目指した診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始、令和3年4月見直し）

【助成対象】

✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者

✓ 年収約370万円以下

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II			24,600円
住民税非課税 I	75歳以上 1割又は2割	8,000円	15,000円

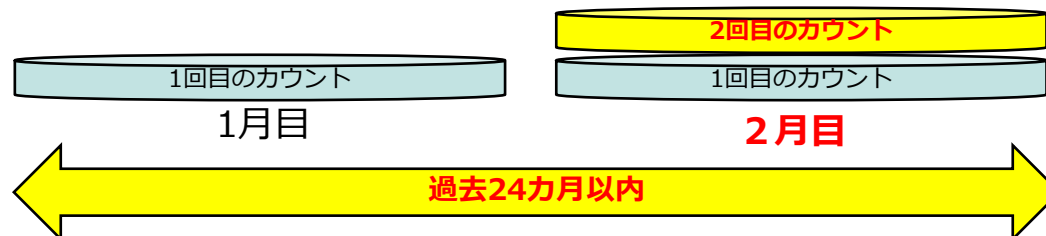
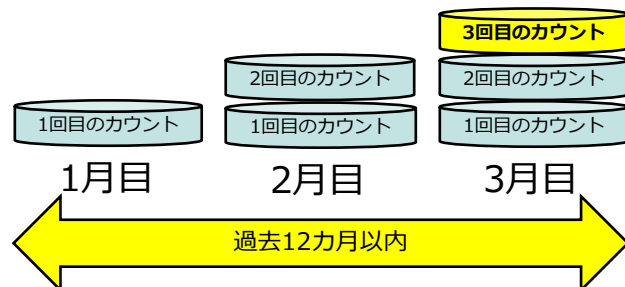
※1：多数回該当44,400円
（12月以内に4回目以上）
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円
後期高齢者2割負担の方
については令和7年9月
末まで配慮措置あり

✓ 入院医療

外来医療

✓ 高額療養費の限度額を超えた月が過去12ヶ月で3月目

⇒過去24ヶ月で2月目から自己負担1万円



令和 6 年度からの肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業見直し(案)等のポイント (助成要件の緩和、事業の利用促進)

助成要件の見直し（案）と期待される効果

見直し（案）の内容

- 入院・外来ともに、過去 2 4 ヶ月で高額療養費限度額を超えた 2 月目から助成対象としてはどうか。

見直しにより期待される効果

○ 対象範囲の拡大による患者の負担軽減

高額療養費限度額を超えた 2 月目から助成対象にすることで、その後、一般的には再発を繰り返し長期にわたり治療を要する肝がん患者の経済的な負担の軽減が図れる。

（肝がんの場合、治療開始時は年に 1 月～2 月、その後は年に数ヶ月もの治療を要することが多くなり、患者は長期にわたり療養が必要となるが、より治療開始初期の段階から事業の利用が可能となる）。

○ 制度利用の促進と医療機関の負担軽減

高額療養費限度額を 1 月超えた時点で、医療機関は対象患者に対し制度の案内を行い、患者は申請を行うことが可能になる。このことで制度が簡素化し、医療機関においては、患者への制度案内や患者の抽出がしやすくなり、制度利用の促進が図られる。また、これまで制度の対象であったにもかかわらず、制度が複雑などの理由で利用しなかった患者の掘り起こしも図られる。

事業の利用促進（案）

- 肝疾患連携拠点病院等において、事業の利用促進に係る事業を実施し、その成果を横展開することで、医療機関・患者のフォローを強化する。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る普及啓発・利用促進の強化 (令和6年～)

目的・事業概要

肝疾患連携拠点病院等において、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する様々な取組を実施するとともに、その成果物等を広く横展開することで、制度の更なる普及啓発・利用促進を図り、医療機関・患者のフォローを強化する。

事業の実施方法

肝炎情報センター戦略的強化事業委託費（国が10/10負担）の中に、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及啓発、利用促進に係る事業を追加する。

取組事業（例）

・普及啓発資材の作成

院内連携や患者支援に関する動画、マニュアル等の作成。

薬局側の目線からみたマニュアルやQ & A等の作成。

・研修会等の実施

院内の連携強化に係る研修会等の実施。

肝疾患診療連携拠点病院以外の指定医療機関スタッフや薬局スタッフを対象とした研修会等の実施。

・院内連携体制の強化

院内の関係部署と連携を図り、対象患者を漏れなく抽出し、申請までのフォローを行うとともに、必要に応じて、都道府県や薬局とも連携し、患者をフォローするための体制を強化する。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績

- 令和3年度と比較して、令和4年度の助成件数は増加
- 令和4年度の助成件数のうち、約半数以上は外来医療への助成

- 令和4年度末までの助成実績を都道府県からの報告を基に、令和5年9月1日現在で集計。
- 実績値は変動する可能性がある。
 - ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
 - ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

(件)

年月	H30	R元	R2	R3	R4年度(暫定値)												
	年度	年度	年度	年度	R4計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規認定	88	378	232	848	566	52	43	43	37	53	54	45	52	49	40	52	46
認定更新	0	48	107	145	503	34	42	52	78	36	43	45	34	35	33	32	39
助成件数	170	859	971	3,366	3,997	350	338	346	331	350	330	325	352	338	322	302	313
うち外来の助成件数				1,778	2,326	191	183	185	182	211	204	205	219	205	205	174	162

※新規認定件数：本事業の対象になる患者として新規に認定を受けた件数。認定患者には参加者証が交付される。有効期間は原則1年。

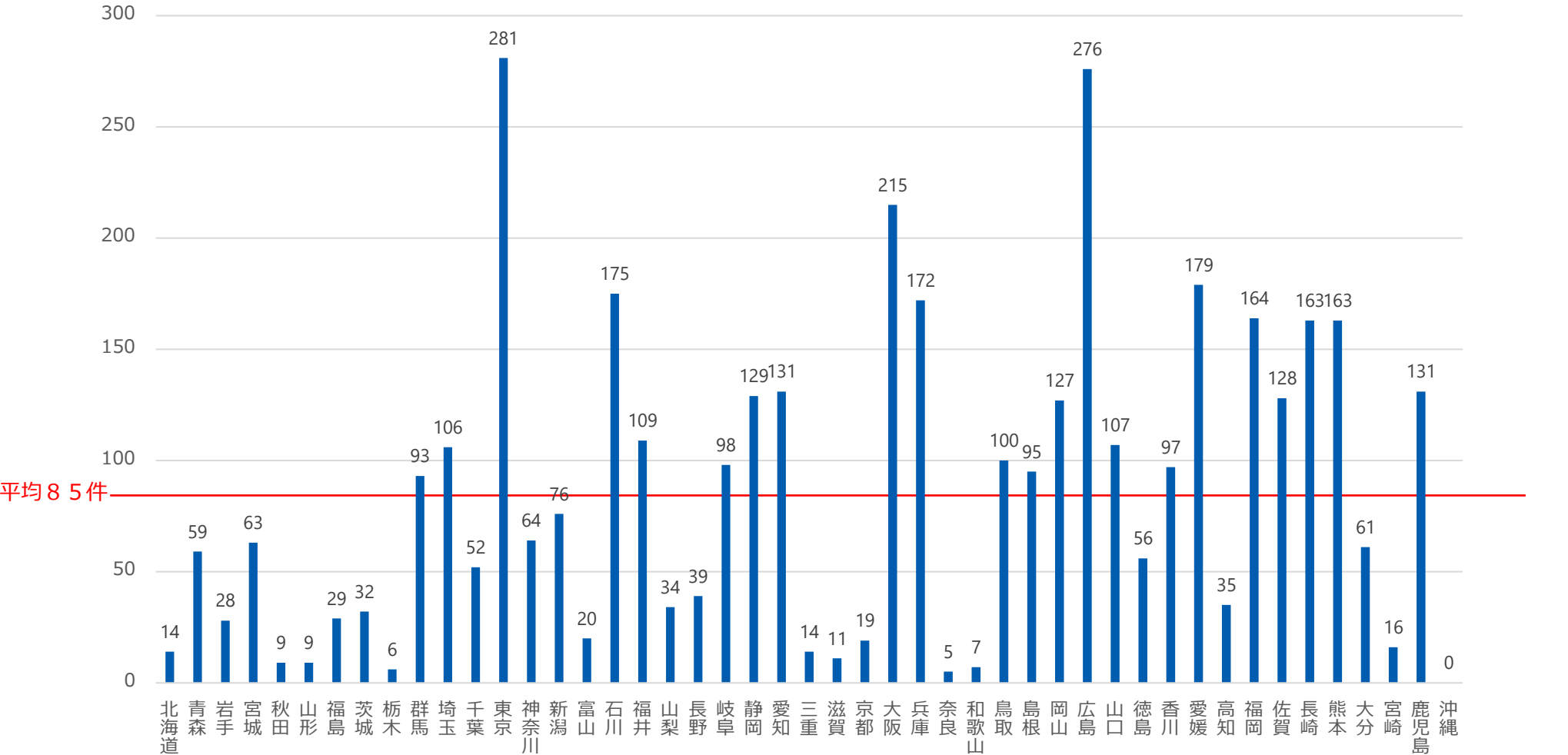
※助成件数：参加者証を交付された患者が、当該月に対象医療を受け、自己負担額が高額療養費限度額を超えて本事業による助成を受けた延べ件数。

※H30年度は、H30年12月(事業開始)からH31年3月までの実績。

都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数 (令和4年度)

	令和4年度
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による延べ助成件数（件）	3,997

令和4年度肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数（R5.9.1暫定値）



※都道府県からの実績報告を基に、令和5年9月1日現在で集計。患者から都道府県への償還請求の時期等により実績値は変動する可能性がある。

〈参考〉周知用資材の更新

○ ポスター・リーフレットを作成し、医療機関・自治体・薬局などへ配布

令和3年4月の制度見直しに合わせ、ポスター28,000枚、リーフレット193,950枚を都道府県へ配布。指定医療機関の申請
 勧奨リーフレットは電子媒体で配布。すべて厚生労働省ホームページに掲載。

(ポスター)



(リーフレット)



(リーフレット)

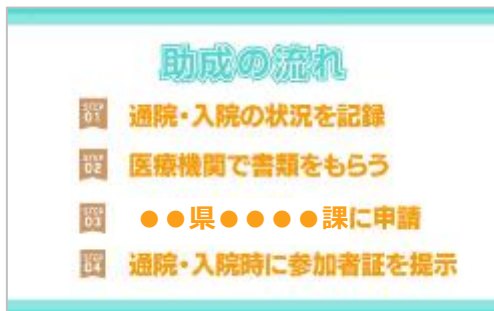


※制度見直し内容については、
 日本医師会、日本薬剤師会、
 健康保険組合連合会等にも
 周知



○ 自治体向け周知用動画

政策研究班において作成した周知用動画に、各都道府県の担当部署・連絡先等を入れて配布。



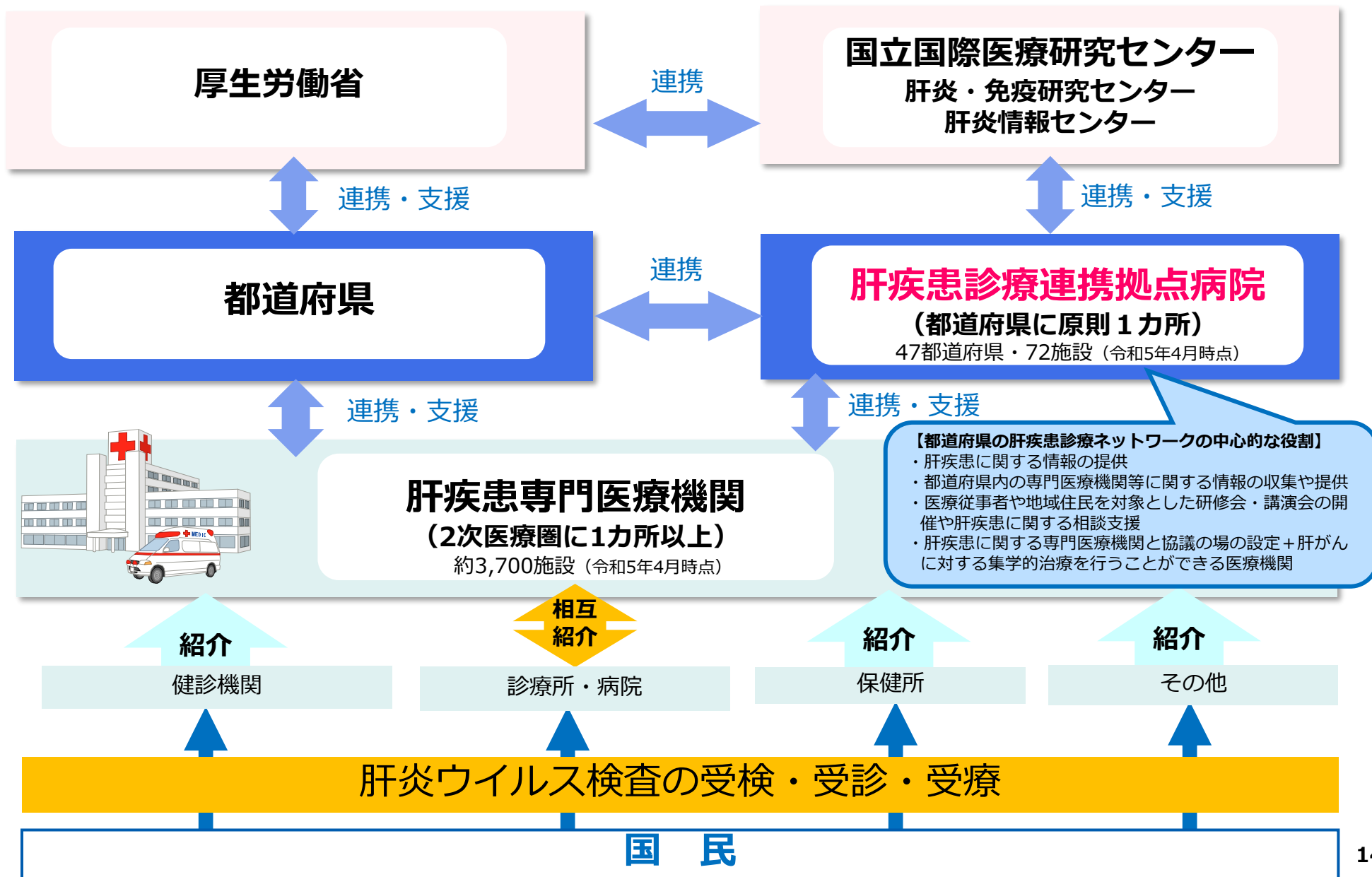
3. 肝疾患診療体制の整備

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎対策における肝疾患診療連携拠点病院の位置付け



肝炎情報センター戦略的強化事業について

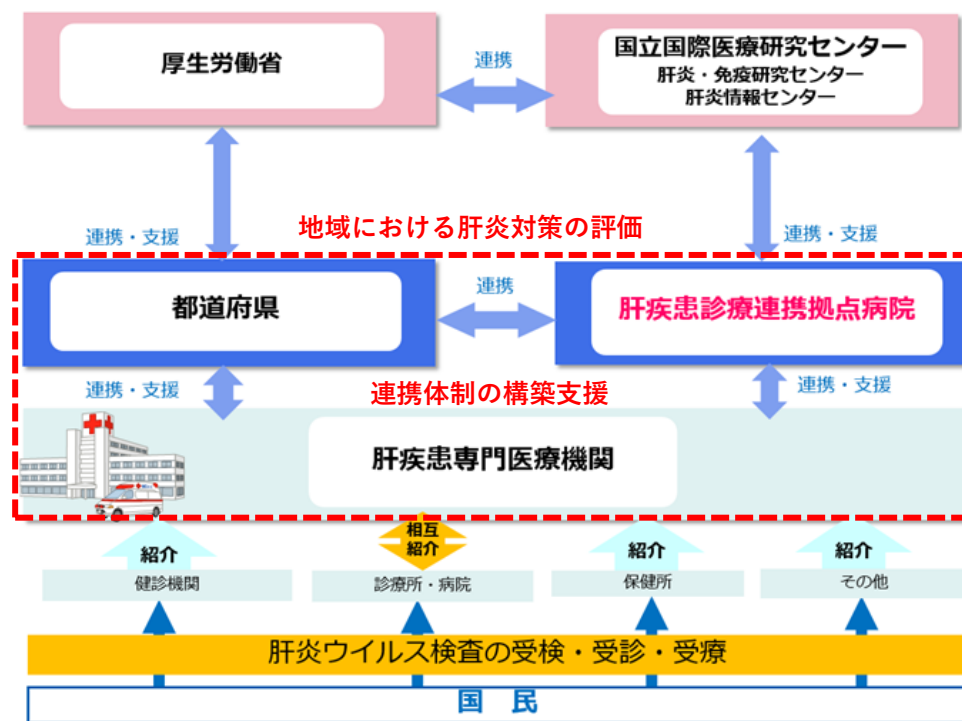
1 事業の目的

国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）が、支援機能の戦略的な強化に資するための事業を実施することで、都道府県の指定する肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」）及び肝疾患専門医療機関における地域連携体制の強化、並びに肝炎患者等に対する支援体制の強化を図り、もって地域における肝炎医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【主な事業】

- 肝炎対策地域ブロック戦略会議
- 情報発信力強化戦略会議
- 肝疾患患者相談支援システム事業
- 肝炎専門医療従事者の研修事業
- 一般医療従事者の研修事業
- 市民公開講座、肝臓病教室の開催
- 家族支援講座の開催
- 地域における肝炎対策の評価・連携体制構築支援事業



肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の選定状況

1. 肝疾患診療連携拠点病院の選定状況：全国72か所（令和4年度）

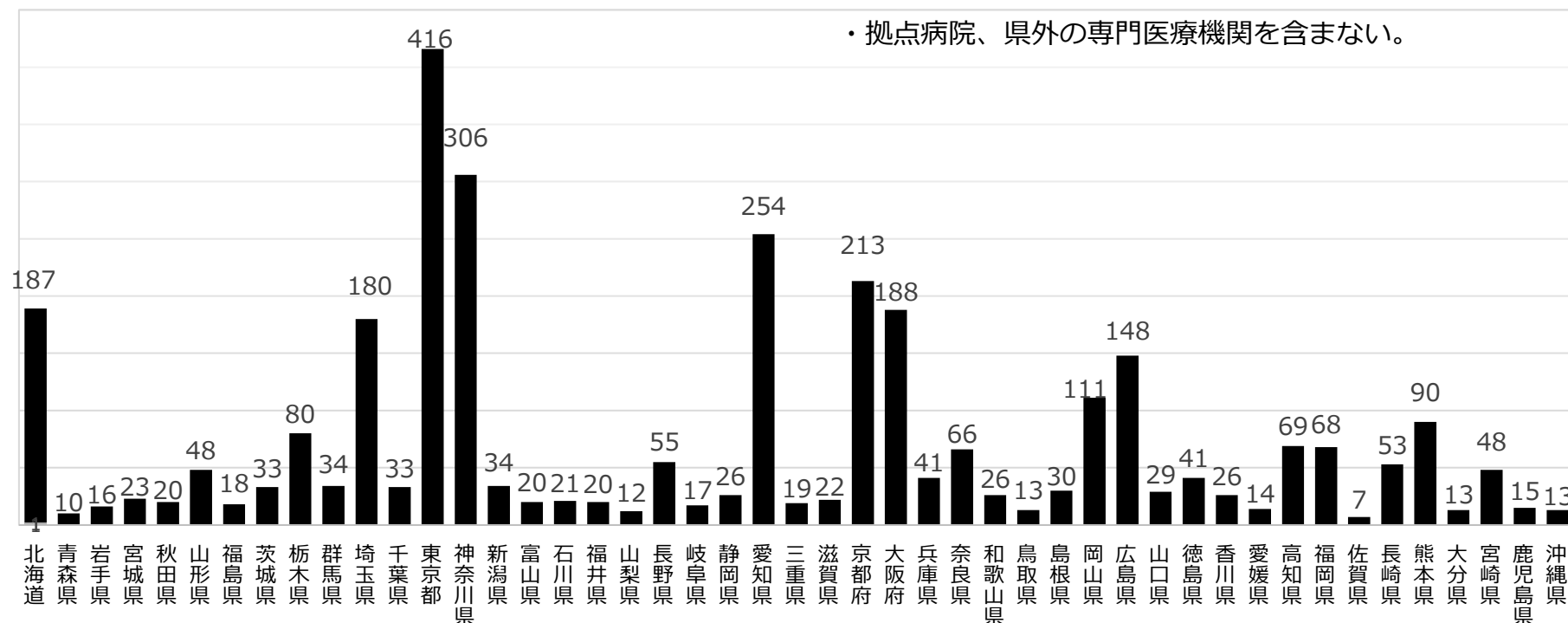
○ 72か所すべての拠点病院で、肝疾患相談・支援センターを設置

○ 複数の拠点病院がある都道府県は、以下のとおり。（括弧内は箇所数）

北海道（3）	秋田県（2）	茨城県（2）	栃木県（2）	東京都（2）	神奈川県（5）
富山県（2）	静岡県（2）	愛知県（4）	滋賀県（2）	京都府（2）	大阪府（5）
和歌山県（2）	兵庫県（2）	広島県（2）	香川県（2）		

2. 専門医療機関の選定状況：全国3,226か所（令和3年度）※令和2年度は3,140カ所

・ 拠点病院、県外の専門医療機関を含まない。



肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の状況（令和3年度）

○令和3年度は、47都道府県全ての専門医療機関が指定要件を満たした。

	専門医療 機関を指定	指定要件を 定めている			要件を満たしているかを 定期的に把握	
			厚労省の通知 に準拠	自治体独自で 基準を設定		要件を満たしているかを 認定時のみに把握
都道府県 (47)	47 (47)	47 (47)	45 (45)	2 (2)	22(21)	25 (26)

		都道府県
全ての要件を満たしている		47 (43)
満た してい ない 医療 機関 がある	①専門的な知識を持つ医師による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が可能	0 (0)
	②インターフェロンなどの抗ウイルス療法が可能	0 (0)
	③肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能	0 (0)
	④学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っている	0 (2)
	⑤肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか施設間連携によって対応できる体制を有する	0 (4)
	⑥かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等の体制を有する	0 (2)

（上記①～⑥のうち①～③が必要的要件。ただし、①については緩和措置有り。） ※括弧内は令和2年度

肝炎対策に係る意見交換会の実施

肝炎対策基本指針（令和4年3月7日改正）

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項 （3） 地域の実情に応じた肝炎対策の推進 抜粋

国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

肝炎対策に係る課題の把握や肝がん事業の助成実績の向上に向けた対応を検討するため、関係者との意見交換会を実施

① 石川県開催（令和3年12月21日）

- 出席者
肝炎対策推進室、石川県庁、金沢大学附属病院（拠点病院）
米澤敦子氏、及川綾子氏、江口有一郎氏
- 議 題
 - （1） 肝炎ウイルス検査と重症化予防事業について
 - （2） 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
 - （3） 肝炎医療コーディネーターについて
 - （4） 石川県の肝炎対策に係る主な計画の目標について
 - （5） 患者の立場から
 - （6） その他

② 埼玉県開催（令和4年6月28日）

- 出席者
肝炎対策推進室、肝炎情報センター、埼玉県庁、
埼玉医科大学病院（拠点病院）、江口有一郎氏
- 議 題
 - （1） 肝炎ウイルス検査と重症化予防事業（初回精密検査、定期検査）について
 - （2） 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
 - （3） 肝炎医療コーディネーターについて
 - （4） 埼玉県の肝炎対策に係る主な計画の目標について
 - （5） その他

③ 佐賀県開催（令和4年9月20日）

- 出席者
厚生労働省 健康行政特別参与 杉 良太郎氏、肝炎対策推進室、
佐賀県庁、佐賀大学 肝疾患センター、佐賀県医師会、
佐賀県肝臓対策医会、江口有一郎氏、米澤 敦子氏 他
- 議 題
 - （1） 佐賀県におけるこれまでの肝炎対策
 - （2） 肝炎医療コーディネーターについて
 - （3） 患者会との連携
 - （4） 非肝臓専門医との連携
 - （5） 新たな肝がんの原因
 - （6） 今後の対策等



肝炎対策に係る意見交換会の実施

愛媛県開催（令和5年5月9日）

- 出席者
肝炎対策推進室、肝炎情報センター、愛媛県庁、
愛媛大学附属病院(拠点病院)、
松山市保健所、薬害肝炎原告団、B型肝炎原告団 甘草の会
- 議 題
 - (1) 肝炎対策推進室より開催経緯
 - (2) 肝炎情報センターより愛媛県指標調査結果について
 - (3) 愛媛県における肝炎対策の現況について
 - (4) 意見交換

鳥取県開催（令和5年6月30日）

- 出席者
肝炎対策推進室、肝炎情報センター、鳥取県庁、
鳥取大学附属病院（拠点病院）、
B型肝炎原告団 オアシス友の会
- 議 題
 - (1) 肝炎対策推進室より開催経緯
 - (2) 肝炎情報センターより鳥取県指標調査結果について
 - (3) 鳥取県における肝炎対策の現況について
 - (4) 意見交換

大阪府開催（令和5年10月13日）

- 出席者
肝炎対策推進室、肝炎情報センター、大阪府、大阪市、
大阪大学医学部附属病院、大阪公立大学医学部附属病院、
大阪医科薬科大学病院、
関西医科大学総合医療センター、近畿大学病院
- 議 題
 - (1) 肝炎医療コーディネーター養成講習会における
拠点病院の連携の取組について
 - (2) 拠点病院と専門医療機関の連携の取組、
拠点病院の相談支援センター同士の連携の取組について
 - (3) 大阪府と拠点病院、拠点病院同士の連携の取組について

神奈川県開催（令和5年10月27日）

- 出席者
肝炎対策推進室、肝炎情報センター、神奈川県、川崎市、
横浜市立大学附属病市民総合医療センター、
聖マリアンナ医科大学病院、北里大学病院、
東海大学医学部附属病院、横浜市立大学附属病院
- 議 題
 - (1) 肝炎医療コーディネーター養成講習会における
拠点病院の連携の取組について
 - (2) 拠点病院間の情報共有の場について
 - (3) 神奈川県と拠点病院、拠点病院同士の連携の取組について

4. 重症化予防の推進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎の進行と対策のイメージ

感染

10~40年

無症候



慢性肝炎



肝硬変



肝がん



肝炎ウイルス検査（保健所や委託医療機関で実施。原則無料）

検査結果が陽性の場合

初回精密検査（無料。職域、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性の場合も含む）

経過観察を要する場合

定期検査（年2回、所得等に応じ、無料、2000円/回又は3000円/回）

重症化予防対策

肝炎医療費助成

インターフェロン治療

B型

C型

核酸アナログ製剤治療

B型

（肝がんについては、慢性肝炎、肝硬変の段階から助成を受けている者）

インターフェロンフリー治療

C型

（非代償性肝硬変も含む）

所得に応じ、自己負担
1万円/月又は2万円/月

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

（年収約370万円以下、高額療養費3ヶ月目以降、自己負担1万円）

入院治療

肝がんの通院治療

（分子標的薬を用いた化学療法に限る）

障害認定（肝硬変）／自立支援医療（移植のみ）
障害年金（肝硬変）

B型肝炎
特措法

無症候性キャリア
600万円（50万円）

慢性肝炎
1,250万円
（300万円/150万円）

肝硬変（軽症）
2,500万円
（600万円/300万円）

肝硬変（重度）・肝がん
3,600万円（900万円）

C型肝炎
特措法

無症候性キャリア
1200万円

慢性肝炎
2,000万円

肝硬変・肝がん
4,000万円

一般施策

特措法対象者

肝炎患者等の重症化予防推進事業の流れ

事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

自治体が実施する肝炎ウイルス検査

特定感染症検査等事業

健康増進事業

その他（職域検査、妊婦健診、手術前検査）

陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者

＜フォローアップ方法＞

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨



初回精密検査の費用助成

定期検査の費用助成



肝炎治療特別促進事業
（医療費助成）

治療対象



肝炎ウイルス検査結果の適切な説明の確実な実施

令和4年度診療報酬改定内容

A400 短期滞在手術等基本料

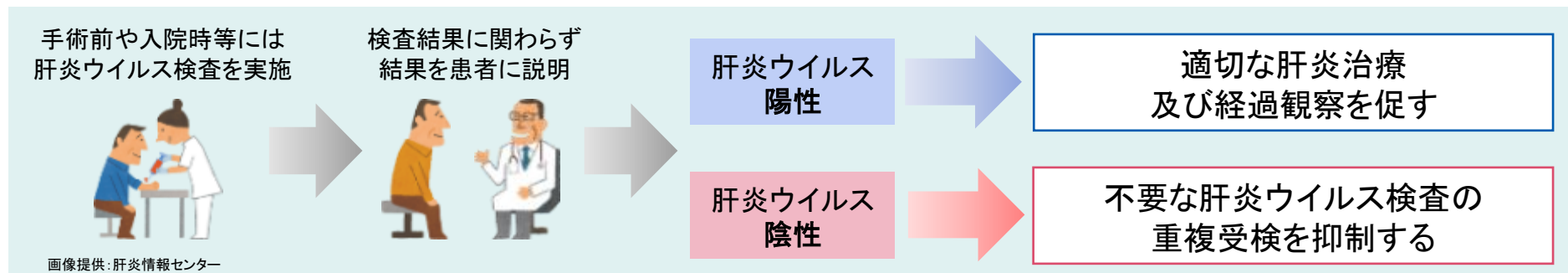
※本基本料に肝炎ウイルス関連検査は包括されている

(1) 短期滞在手術等基本料は、短期滞在手術等(日帰り及び4泊5日入院による手術、検査及び放射線治療)を行うための環境及び当該手術等を行うために必要な術前・術後の管理や定型的な検査、画像診断等を包括的に評価したものであり、次に定める要件を満たしている場合に限り算定できる。

(2)～(14) 略

(15) 本基本料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合を含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。

※令和4年度診療報酬改定で追記



※肝炎ウイルスは、感染してもほとんど自覚症状がないが、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといった重篤な疾患に進行するおそれがある。

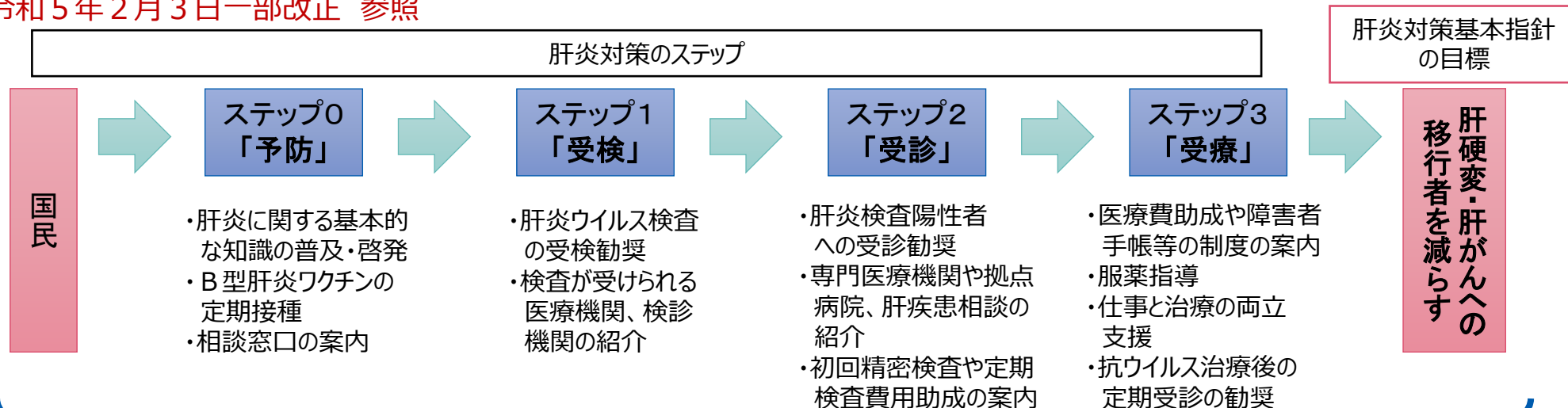
関係団体に対して、手術前検査結果説明及び受検・受診勧奨について今年3月通知

「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼 令和5年3月9日健が発0309第1号)」

5. 肝炎医療コーディネーターについて

肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）参照
令和5年2月3日一部改正 参照



肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



臨床検査技師



薬剤師

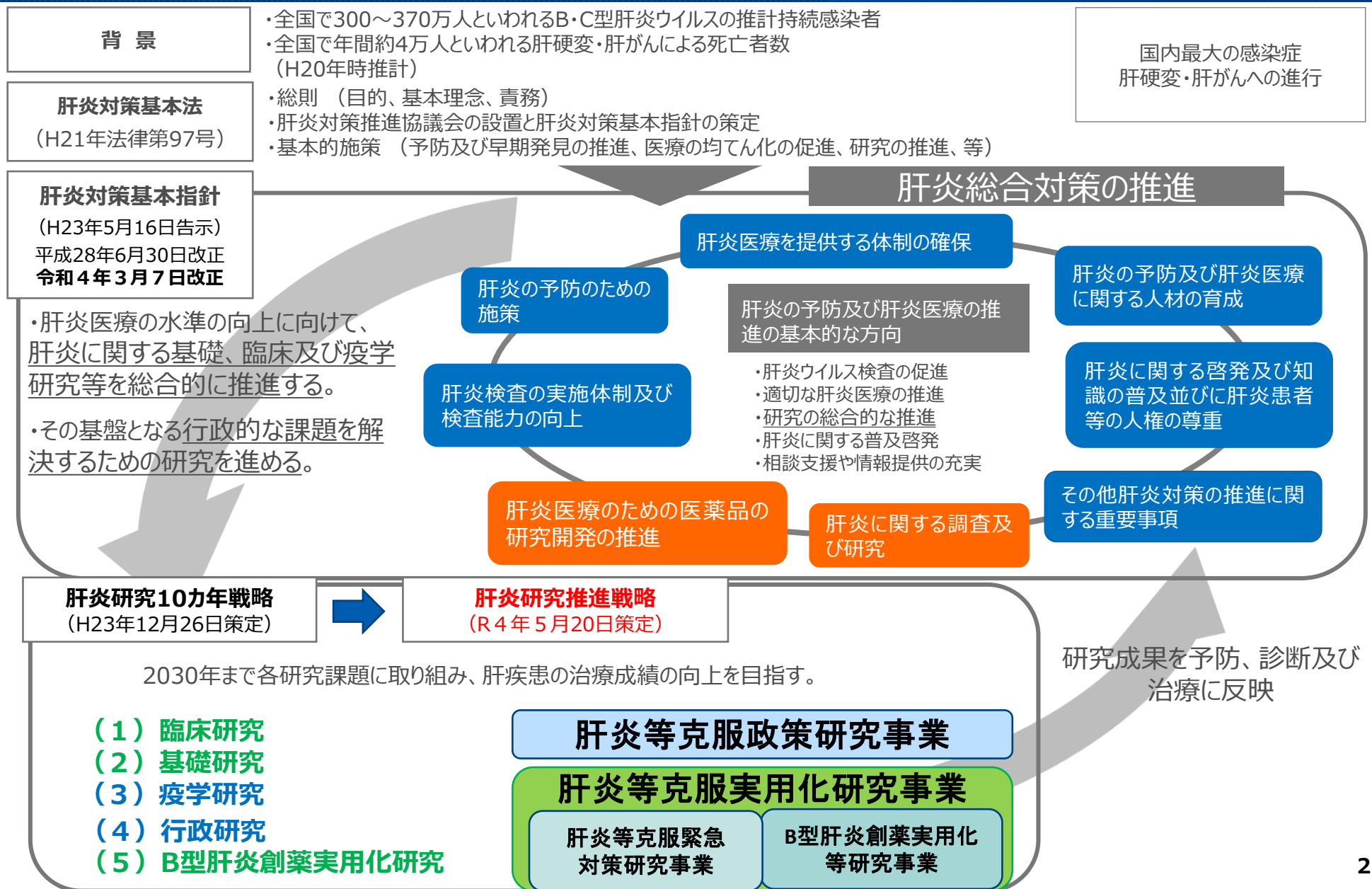


身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

7. 研究開発

肝炎対策における研究事業の位置付けについて



肝炎研究推進戦略

【背景】

- 「肝炎研究10カ年戦略」により肝炎患者数減少や、肝炎治療実績の改善を認めたが、依然として課題が残されていることから研究の更なる推進の必要性があるとし、令和4年に「肝炎研究推進戦略」として再度取りまとめられた。
- 世界保健機関（WHO）は公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を2030年までの目標として掲げていることを踏まえ、令和4年度からの肝炎研究の方向性を提示。

【戦略目標】

- ① B型肝炎
核酸アナログ製剤治療による累積5年HBs抗原陰性化率を現状の約3%から5%まで改善。
- ② C型肝炎
C型慢性肝炎、代償性肝硬変におけるSVR率を現状の約95%以上から100%まで改善。
C型非代償性肝硬変におけるSVR率を現状の約92%から約95%まで改善。
- ③ 非代償性肝硬変
2年生存率をChild Pugh Bについては現状の約70%から約80%、
Child Pugh Cについては現状の約45%から約55%まで改善。
- ④ 肝がん
年齢調整罹患率を現状の約13%から約7%まで改善。

現在実施中の研究一覧

肝炎等克服政策研究事業

研究 類型	開始 年度	終了 年度	研究者等名	所属研究機関	採択課題名
一般	R3	R5	金子 周一	金沢大学医薬保健研究域医学系	ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究
指定	R3	R5	四柳 宏	東京大学医科学研究所先端医療研究センター	オーダーメイドな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究
一般	R4	R6	田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院 疫学・疾病制御学	全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎 eliminationに向けた方策の確立に資する疫学研究
指定	R5	R7	小池 和彦	東京大学 医学部附属病院	肝がん・重度肝硬変の医療水準と患者のQOL向上等に資する研究
一般	R5	R7	是永 匡紹	国立国際医療研究センター・肝炎免疫研究センター	肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究
指定	R5	R7	考藤 達哉	国立国際医療研究センター・肝炎免疫研究センター	指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究
指定	R5	R7	松岡 隆介	国立感染症研究所	肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究
指定	R5	R7	江口 有一郎	医療法人 ロコメディカル ロコメディカル総合研究所	多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究
指定	R5	R7	八橋 弘	長崎医療センター	様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究

研究の推進（肝炎等克服実用化研究事業）

肝炎等克服緊急対策研究事業(56課題)

臨床研究の課題

B型肝炎

- ・ウイルス排除が困難
- ・核酸アナログ製剤の長期投与と薬剤耐性化、副作用
- ・再活性化 等

C型肝炎

- ・インターフェロンフリー治療不成功後の薬剤耐性
- ・インターフェロンフリー治療後の長期予後、発がん 等

肝硬変

- ・線維化を改善させる根本的な治療薬・治療法がない
- ・重症度別の長期予後が不明 等

肝がん

- ・肝発がん、再発機序が不明でありその防止策がない
- ・生存率が低い 等

その他

- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明や治療法の開発
- ・E型肝炎の慢性化機序の解明 等

基礎研究の課題

- ・B型肝炎ウイルスの感染複製機構の解明
- ・C型肝炎病態推移モデルの作成
- ・C型肝炎ウイルス排除後の病態の解析
- ・ウイルス性肝炎の特異的免疫反応の解明
- ・肝線維化機序の解明
- ・発がん機序の解明
- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明

R4年度からの新規研究内容

- ・HBs抗原消失率の向上を目指した治療に資する研究（B型肝炎）
- ・B型肝炎の個別化医療を目指したゲノム解析に関する研究と肝炎データストレージの充実（B型肝炎）
- ・免疫学的手法を用いたC型肝炎治療の新たな展開に関する研究（C型肝炎）
- ・C型肝炎ウイルス感染症治療後の肝発がん機構を含む病態変化の解明と肝発がん予防に関する研究（C型肝炎）
- ・C型非代償性肝硬変まで含めたインターフェロンフリー治療後の生命予後に関する研究（C型肝炎）
- ・革新的技術を用いた抗線維化療法の開発に関する研究（肝硬変）
- ・脂肪肝炎を背景とする代謝関連肝がん発生の病態解明に関する研究（肝がん・その他）
- ・慢性炎症を背景とした肝発がん、再発に至る機序の解明と再発の予防および治療法の開発に関する研究（肝がん）
- ・肝疾患に伴う栄養・代謝・免疫・運動機能低下等の機序解明に関する研究（肝硬変・その他）
- ・肝炎ウイルスの感染サイクルと病原性発現の機序解明に関する基盤的研究（基礎研究・その他）
- ・肝疾患領域(B型肝炎を除く)における新たな知見の創出や新規技術の開発に関する研究（基礎研究・その他）

B型肝炎創薬実用化等研究事業(24課題)

課題:B型肝炎は、核酸アナログ製剤ではウイルスを完全に排除することは難しく、継続的に投与する必要があり、継続投与により薬剤耐性の出現や副作用のリスクがある。

R4～R6年度

- ・ウイルス生態の解明に資する研究
- ・ウイルスの感染・増殖に関わる宿主防御機構の解析に資する研究
- ・ウイルス持続感染実験モデルを用いた病態解明及び新しい治療法の開発に資する研究
- ・新規治療薬シーズの探索に資する研究
- ・新規技術を用いた根治を目指す治療法の開発に資する研究
- ・実用化に向けたB型肝炎治療法の開発に資する研究

○基盤技術の更なる進展

- ・ウイルスの感染複製機構の解析、宿主感染防御系の解析
- ・効率かつ再現性の優れた実験系への改良

○候補化合物をスクリーニングし、順次、候補化合物の評価・最適化

○前臨床試験の実施

1件の
企業導出
又は
臨床試験の開始

8. 教育・啓発・人権の尊重

ひと、くらし、みらいのために

肝炎に関する情報発信（教育、啓発）の取組

医療関係職種の養成所・養成施設におけるB型肝炎教育の推進

感染拡大防止と偏見差別防止のためのB型肝炎被害の歴史的事実を踏まえた教育の実施と、患者講義を授業に取り入れるといった教育の工夫について、看護師等の医療関係職種の養成所・養成施設に対して周知するよう、平成29年10月30日に厚生労働省医政局及び健康局担当課から都道府県宛に事務連絡を発出した。

日本肝臓学会及び学会会員との連携した周知、啓発

日本肝臓学会及び学会会員との連携を強化し、肝炎対策等の周知への協力依頼の事務連絡を平成30年2月7日に発出した。肝臓学会理事会に参加、肝臓学会総会に参加

青少年のための教育プログラム

平成24～25年度に実施された厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」（慶應義塾大学加藤真吾先生）の成果を基にして、「青少年のための「初めて学ぶ肝炎」」としてリニューアルして平成30年2月9日に肝炎情報センターのホームページに掲載し、広く国民に学んで頂けるように取組を行っている。

B型肝炎教育資料の開発

- ・医療従事者養成課程向けのB型肝炎教育に関する教育資料の開発を目的とした厚生労働科学研究（大阪市立大学榎本大先生）において、平成29年度に正しい知識の教授及び偏見差別防止のための教育資料を開発している。令和2年2月26日に肝炎情報センターのホームページに教育資料を掲載し、医療従事者の知識の整理等に広く活用頂けるように取組を行っている。
- ・中学校3年生向けのB型肝炎教育に関する副読本「B型肝炎 いのちの教育」を、令和2年度に全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の皆さまのご協力のもと、作成。

肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止の研究

平成29年度より、肝炎患者等も参加した厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」（長崎医療センター八橋弘先生）を実施している。肝炎情報センターが主催する会議等の場で研究成果を発表した。令和5年度より「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究」（長崎医療センター八橋弘先生）として継続。

ウイルス性肝炎患者への偏見・差別への取組

ホームページやSNSにおける発信



The screenshot shows a website titled 'ウイルス肝炎、ウイルス肝炎患者について 理解を深めましょう' (Understanding Hepatitis, Understanding Patients with Hepatitis). It features a blue header with a group of people. Below the header, there are two main sections: 'ウイルス肝炎の理解を深めましょう' (Deepen your understanding of hepatitis) and 'ひとりで悩まないで!' (Don't suffer alone!). The first section includes a '理解度クイズはこちら' (Take the understanding quiz here) button. The second section includes a '偏見差別相談事例はこちら' (Consultation cases of prejudice and discrimination here) button. At the bottom, there are five circular icons representing different topics: '研究班紹介' (Introduction of the research team), '理解度クイズ' (Understanding quiz), 'Q&A', '肝炎コラム' (Hepatitis column), and 'ご意見感想' (Your opinions and comments). Below the icons, there is a section titled 'ウイルス肝炎について、あなたはどのくらい知っていますか?' (About hepatitis, how much do you know?). It includes a paragraph about the importance of understanding hepatitis and a link to the website.

ウイルス肝炎について、あなたはどのくらい知っていますか？

ウイルス肝炎と聞いて、あなたはどんな印象を思い浮かべるでしょうか？

ご自身が患者さんの方、ご家族や友人など身近に患者さんがいる方、そうでない方は、印象が異なるのではないのでしょうか。

実は、ウイルス肝炎に関して「間違った知識」や「誤解」などがあり、そのことで困っている方がおられます。

私たちは、このような状況に置かれて不安を抱えた方が、少しでも安心して生活できる社会を目指して、このホームページを立ち上げました。

<https://kanen-soudan.com/>

- 「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」
(H29-R1年度 八橋弘先生 国立病院機構長崎医療センター)
- 「ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見・差別の解消を目指した研究」
(R2-4年度 八橋弘先生 国立病院機構長崎医療センター)
- 「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究」
(R5-7年度 八橋弘先生 国立病院機構長崎医療センター)

公開シンポジウムの開催



The poster is titled '肝炎患者のおかれた状況について考える 公開シンポジウム in NAGANO' (Thinking about the situation of hepatitis patients Public Symposium in NAGANO). It features a green and white color scheme with a floral pattern. The date '8.26' is prominently displayed. The time '13:00-15:30 (17:00-18:00)' is also shown. The location '長崎市中央公民館 3F 会議室3-1, 3-2' is listed. The poster includes a QR code and a list of speakers and topics.



The poster is titled '肝炎患者のおかれた状況について考える 公開シンポジウム' (Thinking about the situation of hepatitis patients Public Symposium). It features a pink and white color scheme with a floral pattern. The date '12.10' is prominently displayed. The time '13:00-15:30 (17:00-18:00)' is also shown. The location 'にぎわい交流館A棟 2F 会議室12' is listed. The poster includes a QR code and a list of speakers and topics.

B型肝炎の副読本作成

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)

今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)

国民にあっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)

<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



知って肝炎プロジェクト

<http://www.kanen.org/>



全国B型肝炎訴訟弁護団

<http://bkan.jp/>



年 組



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



B型肝炎患者による患者講義

B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！

私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。

また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。

そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ること、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み」のことで、B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回話していただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)

自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わったことを話したい。(中学生)

話がとても心に残った。この話をもらった人々に知ってほしいと思った。(中学生)

その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)

B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。

患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。

これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【授業の流れ(例)】時間50分

【導入】5分

B型肝炎とはどんな病気なのか、感染後の症状の進行など、B型肝炎の基礎知識を知る。

【展開Ⅰ】10分

集団予防接種によるB型肝炎感染被害の歴史、B型肝炎訴訟のあゆみ、どのような過程により被害者の救済が進められてきたのかを知る。

【展開Ⅱ】20分

肝炎患者や遺族の体験談を聞き、被害の実態を知る。被害者の声について、印象的な部分や、印象に残った理由を班やグループ内で発表する。

【展開Ⅲ】10分

感染症を防止し、偏見を持たず、差別をしないために、B型肝炎についての正しい知識を知る。

【まとめ】5分

二度と同じ被害を繰り返さないために、社会の一員として何ができるのかを考え、発表する。

・実施場所：貴校内、または貴校の指定した会場
・実施時間・授業内容：貴校のご要望に対応可
・対象人数：不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線2101)
FAX: 03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。
※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。



患者講義
本編動画

令和5年版人権教育・啓発白書（法務省・文部科学省 編）



(2) 肝炎ウイルス感染者への偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、患者の多くはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するものである。

B型、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することはない。しかし、このことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、さらに、**肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。**

ア 厚生労働省では、7月28日を日本肝炎デーと定め、この日を中心に国や地方自治体などで様々な普及啓発活動を行っており、国の「知って、肝炎プロジェクト」では、令和4年7月25日に普及啓発イベント「知って、肝炎プロジェクト世界・日本肝炎デー2022」を開催した。同プロジェクトにおいては、著名人による都道府県知事等への訪問等による普及啓発活動や、患者の経験を踏まえた肝炎への正しい理解を促す広報を行っている。

このほか、調査研究事業において、肝炎患者等からの相談事例の分析を行うとともに、肝炎患者等のおかれた状況について考えるシンポジウムの開催や、感染症患者に対する差別偏見・人権をテーマとした模擬授業を行い、調査研究の成果普及に努めている。

また、青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防するとともに、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史などを学び、肝炎ウイルス感染者・患者の方々に対する偏見・差別をなくすことを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成し、令和2年度から全国の中学3年生の教員向けに配布を行っている。

イ 文部科学省では、感染者や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと等を目的として厚生労働省が作成・配布する副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知等を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

今後とも日本の肝炎対策に、
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

